

## 令和2年度の県繰入金の配分について

### 1 県繰入金について

- 県繰入金は、国保法第72条の2第1項により、療養給付費等の見込み額の9%を県一般会計から県特別会計へ繰り入れるもの。普通交付金等の財源となる1号繰入金と市町村に個別交付を行う2号繰入金に分けられ、配分割合は法令等に規定されていないことから、市町村との協議により決定することができる。
- 基本的には、1号繰入金に厚く配分すると、保険料収納必要総額から差し引かれるため県全体の納付金が減少することとなり、また2号繰入金に厚く配分すると、市町村の個別事情に配慮する分が増大し、収納率向上等のインセンティブの確保や激変緩和への対応が図られやすい傾向となる。
- なお、県繰入金の前身である平成29年度までの県調整交付金の配分は、条例により普通調整交付金（現：1号繰入金）6%、特別調整交付金（現：2号繰入金）3%と定められていた。

### 2 令和元年度県繰入金の配分について

- 令和元年度県繰入金の配分は昨年度の市町村との協議により、1号繰入金8%、2号繰入金1%の配分としている。

### 3 令和2年度県繰入金の配分について

- 昨年度と同様、1号繰入金8%、2号繰入金1%の配分としたい。1号繰入金のうち激変緩和措置に充てる割合は2%を予算とし、2%で激変緩和に不足するときは1号繰入金の残りを激変緩和措置に振り替えて、弾力的に対応することとしたい。